

計画作成年度	平成25年度
計画改定年度	平成28年度 令和元年度
計画変更年度	平成27年度 令和2年度
計画主体	関川村

関川村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 関川村農林課

所在地 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地

電話番号 0254-64-1447(直通)

FAX番号 0254-64-0079

メールアドレス norin@vill.sekikawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・カワウ・イノシシ
計画期間	令和元年度～令和3年度
対象地域	関川村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	金額（千円）	面積（a）
ニホンザル	稲	24	2.0
	豆類	27	1.0
	果樹	34	4.0
	野菜(他)	1,481	74.5
イノシシ	(稲)	(1,554)	(578.0)
カワウ	魚類(アユ等)	2,556	—

※イノシシ被害の現状値は、令和2年度の共済被害状況による。

(2) 被害の傾向

【ニホンザル】

関川村の農地や周辺の集落に出没するニホンザルの個体数は、猟友会への聞き取り等から900頭程度存在すると推測されており、出没は村内の集落全域に及び、特に霧出地区、七ヶ谷地区に被害が集中している。また出没頭数・出没地域・被害地域は、群れの繁殖等で年々拡大している。

農作物被害は野菜を中心に農作物全般で増加傾向にある。発生時期は毎年4月から11月までの間に発生している。被害の拡大により、農業者の生産意欲が低下し不作付地が増加して、被害金額以上の被害を及ぼしている。

【イノシシ】

七ヶ谷地区・九ヶ谷地区を中心に目撃されていたものが、生息域を年々拡大し広範囲に出没している。

被害としては、水田での畦畔破損、農作物（主に水稻）の踏み荒らしなどの被害が増加している。今後更なる農業被害の恐れが懸念される。

【カワウ】

荒川上流部のコロニー周辺で猟友会による一斉捕獲により飛来数は減少しているが、依然として放流後のアユや鮭稚魚、川魚などが食害により減少している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成29年度）		目標値（令和3年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
ニホンザル	1,566千円	81.5a	650千円	35a
イノシシ	(1,554千円)	(578a)	1,398千円	520a
カワウ	2,556千円	—	2,050千円	—

※カワウ被害は『平成29年度特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する施策の実施状況』より算出。

※イノシシ被害の現状値は、令和2年度の共済被害状況による。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 猟友会員の出動による銃器による捕獲 ② 農家による追い払い ③ サル等の撃退に効果的と言われる『ウルフピー』の実証試験を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ① ニホンザルの捕獲頭数年度毎に差が大きく、50頭～250頭程度の捕獲を行っているが農作物等被害は減少していない。また捕獲に携わる人材も不足している。 ② 花火などで追い払いを実施している集落もあるが、慣れてしまうと効果が薄い。 ③ 実証期間中は被害が例年より少なかった。ただし、実証した年は猛暑だったせいもあり、確証は得られていない。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家組合の申請に対して事業費の2分の1補助（村単独） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵の設置による防除効果は一定以上の効果を得ているが、集落の自己負担がある為、大規模な事業を実施できていない。

(5) 今後の取組方針

<p>【 ニホンザル 】</p> <p>新潟県ニホンザル管理計画に基づき、加害群れを対象に猟友会員による捕獲を実施し、群れの個体数調整を行う。近年は荒川右岸地域もサルの被害が増えているため、猟友会と協議し、巡回の範囲や回数、時期などを検討する。</p> <p>被害防止体制として、住民（農家）を対象とした研修会などを開催し、組織的な追い払いや放任野菜、果樹の撤去に関する啓発等を実施し、サルを誘引しにくい環境づくりに努める。</p>

防護柵等の設置については、これまでに設置した圃場の効果が一定以上あるため、周知を図り普及を進める。また、猟友会員減少による、鳥獣害捕獲従事者不足の解消のため担い手緊急確保事業等を用いて人材確保に努める。

【カワウ】

放流アユ等の食害被害対策として、引き続き漁協で被害調査を行い、取組の効果検証をしつつ、猟友会員による銃器による捕獲及び追い払いを実施する。

【イノシシ】

被害防止体制として、住民(農家)を対象とした研修会や集落環境診断などを実施し、誘引しにくい環境づくりなど防除意識の啓発に努める。防除対策としては防護柵等の設置により一定の効果が見込めるため、周知を図り普及を進める。

また、捕獲技術の向上や担い手の確保を目的にした研修会の実施や鳥獣害捕獲従事者不足の解消のため担い手緊急確保事業等を用いて人材確保に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

新潟県猟友会村上支部へ業務委託契約(年間)

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和元年度	ニホンザル・カワウ	・猟友会による定期巡回の実施や目撃及び被害発生時の出動
令和2年度	ニホンザル・カワウ	・猟友会による定期巡回の実施や目撃及び被害発生時の出動
令和3年度	ニホンザル・カワウ ・イノシシ	・猟友会による定期巡回の実施や目撃及び被害発生時の出動

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

【ニホンザル】

猟友会への聞き取り調査等の結果から、加害群れの推定個体数を900頭とし、加害個体を中心に捕獲をする。加害レベルの判定は新潟県ニホンザル管理計画を基本とし、農地及び人家の庭に出没し農作物被害や住民への人身被害を及ぼすニホンザルについて捕獲を実施する。

捕獲数については、平成19年～29年の10年間の有害鳥獣捕獲数を基準に年間200頭とする。

【 カワウ 】

平成28～29年に50羽以上のカワウを捕獲し荒川流域の生息数を減らしたが、他地域からの飛来数等を考慮し捕獲数は引き続き年間20羽とする。漁業被害の状況、隣接市町村からの情報等を踏まえ、群れの規模の縮小を目指す。

【イノシシ】

個体数の推定は、出没情報や被害情報などから推定中であるが、第二期新潟県イノシシ管理計画を踏まえ、目撃情報などにより加害個体を中心に捕獲する。

併せて農地や人家に侵入させないための環境整備等や生息個体数を減少させていく体制づくりに努める。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ニホンザル	200頭	200頭	200頭
カワウ	20羽	20羽	20羽
イノシシ	—	—	15頭

捕獲等の取組内容

- ・銃器による捕獲（通年）…被害地域全域（ニホンザル・カワウ）
- ・銃器、わなによる捕獲（通年）…被害地域全域（イノシシ）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組み内容

- ・ニホンザル、イノシシの捕獲において、散弾銃では困難な場合、射程距離の長いライフル銃を使用した効率的な捕獲を行う。
- ・実施時期等については、村内の被害が発生している地域において通年実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ニホンザル	電気柵設置等(要望に応じて設置)	電気柵設置等(要望に応じて設置)	電気柵設置 (3,000m)
イノシシ	—	—	電気柵設置 (3,000m)

(2) その他被害防止に関する取組

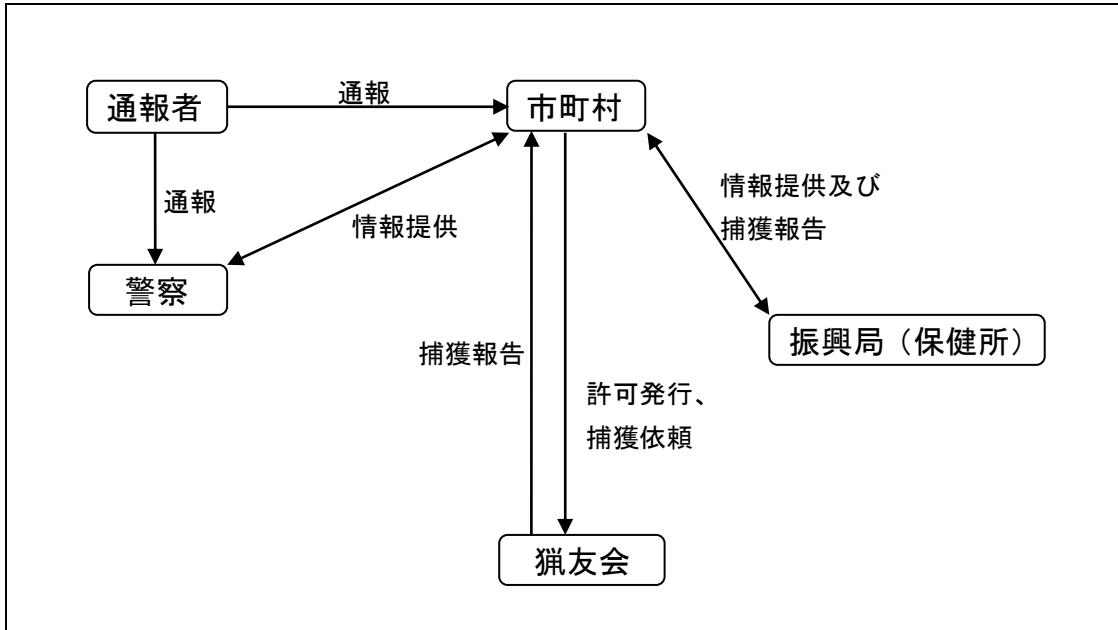
年度	対象鳥獣	取組内容
令和元年度	ニホンザル	・ 電気柵の設置・管理 ・ 住民主体の追い払いの啓発や実施体制の整備 ・ 放任野菜の除去等に関する啓発の実施
	カワウ	・ 被害量及び生息数調査の実施
令和2年度	ニホンザル	・ 電気柵の設置・管理 ・ 住民主体の追い払いの啓発や実施体制の整備 ・ 放任野菜の除去等に関する啓発の実施
	カワウ	・ 被害量及び生息数調査の実施
令和3年度	ニホンザル	・ 電気柵の設置・管理 ・ 住民主体の追い払いの啓発や実施体制の整備 ・ 放任野菜の除去等に関する啓発の実施
	カワウ	・ 被害量及び生息数調査の実施
	イノシシ	・ 電気柵の設置・管理 ・ 放任野菜の除去等に関する啓発の実施

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
新潟県猟友会村上支部	対象鳥獣の捕獲を実施する。
関川村	学校や近隣集落等関係機関との連絡調整及び情報提供
村上警察署	現地の見回り等
村上地域振興局	有害鳥獣の対処方法に関する指導・助言 情報提供及び捕獲報告

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 捕獲現場において埋設処理を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

—

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

協議会の名称	関川村有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
関川村	・ 関川村有害鳥獣被害防止対策協議会を運営し、鳥獣被害防止対策について、当該協議会委員との連絡調整及び情報の提供等、必要な援助を行う。
にいがた岩船農業協同組合	・ 農作物被害の把握及び農家への情報提供等必要な被害防止対策を支援する。

新潟県農業共済組合下越支所	・農作物被害の把握及び農家への情報提供等必要な被害防止対策を支援する。
新潟県猟友会村上支部	・対象鳥獣捕獲等を実施する。
鳥獣保護管理員	・対象鳥獣捕獲等に係る調査を実施する。
荒川漁業協同組合	・内水面被害の把握及び必要な被害防止対策の実施。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
村上地域振興局	・国、県からの情報提供。 ・事業実施に対する指導。
新潟県農林水産部水産課 村上駐在所	・カワウ対策の情報提供等、必要な指導・助言を行う。
関川村森林組合	・里山の森林整備を進めることにより、野生生物との緩衝帯をつくる。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度内に設置済み。 ・規模及び構成は関川村鳥獣被害対策実施隊設置規則に基づく。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・サルを誘引しにくい環境づくりを実現するため、農家及び地域住民による集落単位での追払いや放任野菜、果樹の除去等に関する啓発等を実施する体制の整備を図る。
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地解消対策についても被害防止と併せて実施する。
--